

補助金等評価の進め方について

1 考え方

- ・「補助金適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき審査を進めます。
- ・今年度はガイドラインで定めた評価時期に基づき「個人補助金」及び「団体補助金（事業費補助金ソフト事業）」を対象とします。
- ・1次評価（担当課）、2次評価（総合政策課）の終了した補助制度について、外部評価を行っていただきます。

2 全体の進め方

- ・2グループ制（ファシリテーター及び書記付き）で実施します。
 - ・1補助金に付き約20分程度を想定
- [担当課説明5分→質疑応答10分] × 各課補助金分 → 各課担当者退席 → 審議10分

<2グループに分かれて審議実施>

- ・ファシリテーターは各グループの司会進行を行います。
- ・書記は付箋で各委員の意見を記し、模造紙に張り出すことで審議を促進します。

(1)外部評価（7補助金）

Aグループ（倉田会長、足立委員、中尾委員、山下委員、事務局（司会及び書記））
経済振興課2・市民課1・社会福祉課1

Bグループ（小田副会長、下口委員、中島委員、事務局（司会及び書記））
農林振興課2・子育て支援課1

(2)全体の振りかえり

各グループの意見を全体で共有します。

(3)会長コメント